

第 54 期（第 8 回）高知地方最低賃金審議会

日時 令和 6 年 6 月 27 日

場所 高 知 労 働 局

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 「高知県最低賃金」改正決定について（諮問）
 - (2) その他
- 3 閉 会

資 料

- 1 第 54 期高知地方最低賃金審議会委員名簿
- 2 高知地方最低賃金審議会事務局名簿
- 3 高知地方最低賃金審議会運営規程
- 4 高知県最低賃金の改正決定に係る審議の流れ
- 5 「高知県最低賃金」改正決定に関する公示関係
- 6 令和 5 年度審議会・専門部会・運営小委員会等の審議状況
- 7 令和 5 年度第 2 回運営小委員会合意事項
- 8 高知県労連「要請書」
- 9 全労連四国地区協議会「要請書」
- 10 JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会「最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請」「JAL 不当解雇撤回に関する要請」について
- 11 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」について(市町村)
- 12 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業実施状況の推移について

第54期高知地方最低賃金審議会委員名簿

(令和5年4月1日任命)

区分	氏名	現職
公益委員	うえむら ひろし 上村 浩	高知工科大学経済・マネジメント学群教授
	おおい まさこ 大井 方子	高知県立大学文化学部教授
	こんどう ひろあき 近藤 啓明	弁護士
	なかはし くみ 中橋 紅美	弁護士
	はまだ くみこ 浜田 久美子	社会保険労務士
労働者代表委員	いちかわ としみち 市川 稔道	日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長
	おおさき まさひろ 大崎 真広	凸版印刷労働組合エレ関東支部副支部長
	しらき まさゆき 白木 政行	とさでん交通労働組合執行委員長
	ほどおが のりひと 程岡 範人	高知福山通運労働組合執行委員長
	まるやま れいこ 丸山 玲子	日本労働組合総連合会高知県連合会副事務局長
使用者代表委員	おきた りょうじ 沖田 良二	高知県経営者協会専務理事(令和5年6月28日任命)
	かたやま こうき 片山 弘紀	株式会社ミロクテクノウッド代表取締役社長
	しらやま さなえ 白山 早苗	グッドラックカンパニー株式会社代表取締役社長
	なかざわ よういち 中澤 陽一	和建设株式会社代表取締役社長
	みやじ たかし 宮地 貴嗣	宮地電機株式会社代表取締役社長

(五十音順)

令和6年度

高知地方最低賃金審議会事務局名簿

高知労働局

令和6年4月1日

職名	氏名
労働局長	菊池 宏二 <small>きくち こうじ</small>
労働基準部長	三上 達也 <small>みかみ たつや</small>
賃金室長	前田 典子 <small>まえだ のりこ</small>
賃金室長補佐	中山 雅憲 <small>なかやま まさのり</small>

事務局

〒781-9548

高知市南金田1番39号

高知労働局労働基準部賃金室

電話番号 088-885-6024(直通)

高知地方最低賃金審議会運営規程

(目的)

第1条 高知地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

- 第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたとときのほか、高知労働局長(以下「局長」という。)、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
 - 3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の出席等)

- 第4条 委員は、会長が必要であると認めるときは、ウェブ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 ウェブ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議の議事)

- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、審議会の議決により、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 3 前項2項の規定は、小委員会等について準用する。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録は、会長及び会長が指名した委員2名が確認する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。
ただし、公開することにより、個人の情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において、議決を行ったときは、議決書又は答申書を局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

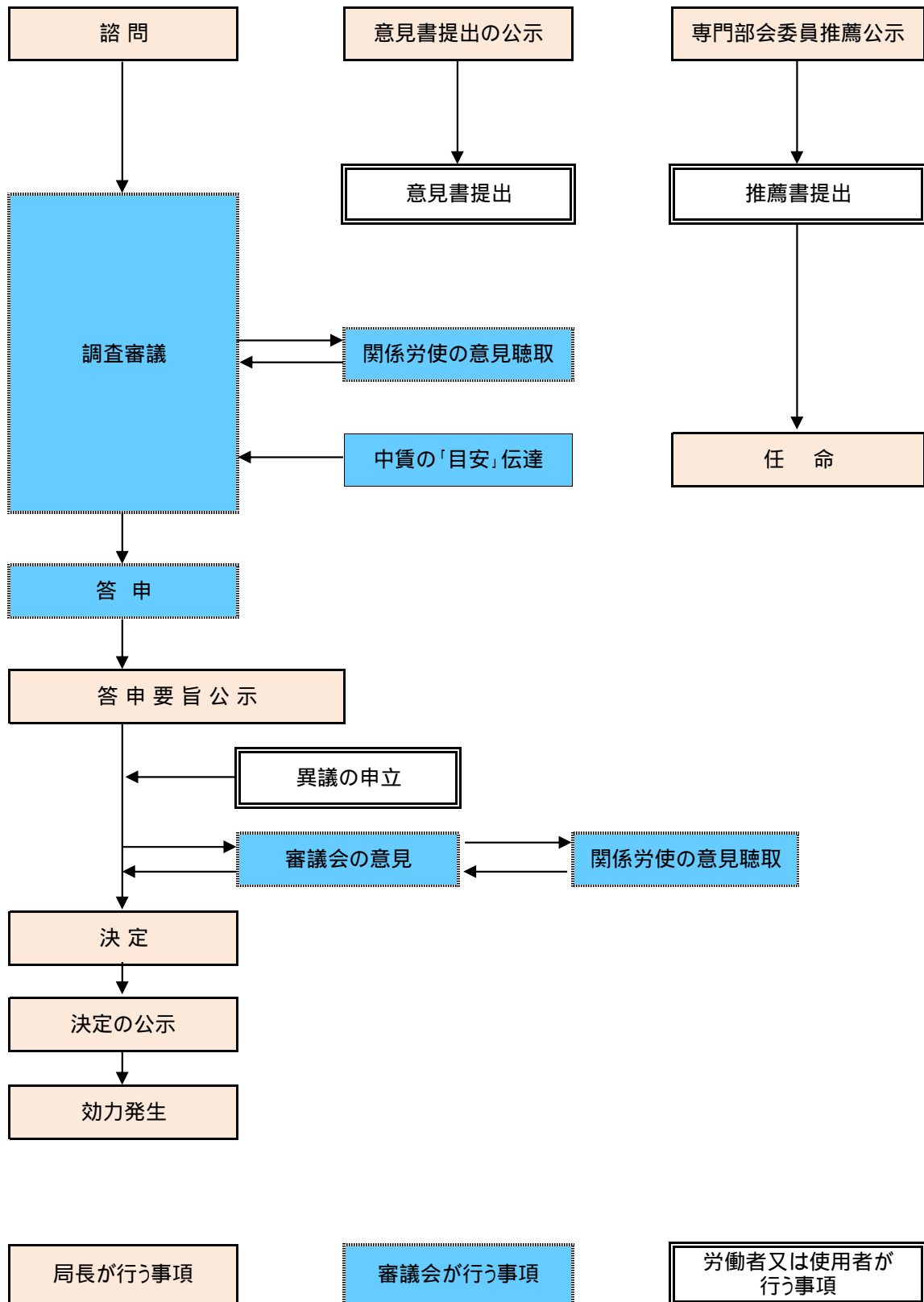
(施行期日)

この規程は、平成27年5月22日から施行する。

一部修正 令和3年6月25日

一部修正 令和4年6月28日

高知県最低賃金の改正決定に係る審議の流れ



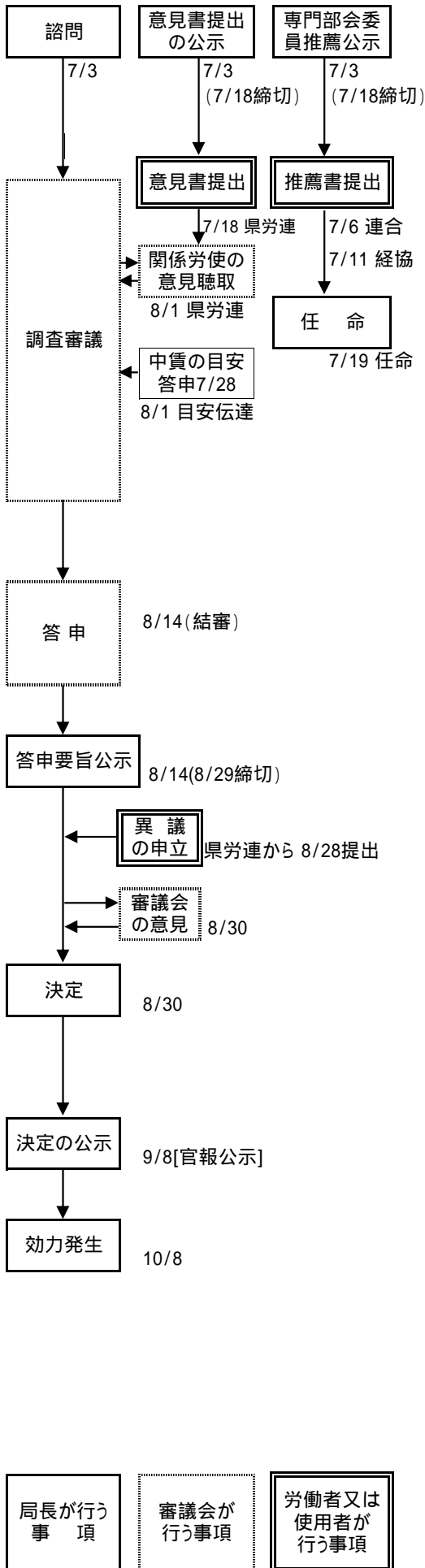
「高知県最低賃金」改正決定に関する公示関係

公 示 件 名	期 限
専門部会委員の推薦に関する公示	令和6年7月12日
関係労使の意見聴取に関する公示	令和6年7月12日

令和5年度 高知地方最低賃金審議会 審議状況

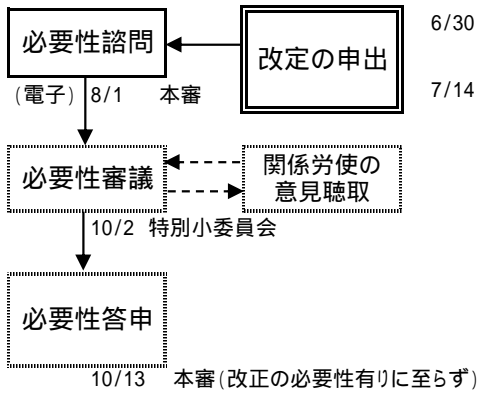
開催年月日	会議名称	議 事
R5.5.25	本審議会 第1回	・会長会長代理の選出について ・今後の審議会の運営について
R5.5.25	本審議会 (運営小委員会) 第1回	・高知県最低賃金改正決定の審議運営及び中央最低賃金審議会の目安の取扱いについて ・特定最低賃金[電子・貨物]の審議運営について ・事業場視察について ・高知県最低賃金改正調査審議における意見陳述について
R5.7.3	本審議会 第2回	・「高知県最低賃金」改正決定について(諮問)
R5.8.1	委員全員協議会 第1回	・高知県最低賃金改正審議に関する意見聴取
R5.8.1	本審議会 第3回	・令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について ・特定(産業別)最低賃金の金額改正に係る必要性について
R5.8.1	地域最賃専門部会 第1回	・部会長及び部会長代理の選出について
R5.8.2	地域最賃専門部会 第2回	・高知県最低賃金の改定審議
R5.8.4	地域最賃専門部会 第3回	・高知県最低賃金の改定審議
R5.8.8	地域最賃専門部会 第4回	・高知県最低賃金の改定審議
R5.8.9	地域最賃専門部会 第5回	・高知県最低賃金の改定審議
R5.8.10	地域最賃専門部会 第6回	・高知県最低賃金の改定審議
R5.8.14	地域最賃専門部会 第7回	・高知県最低賃金の改定審議
R5.8.14	本審議会 第4回	・高知県最低賃金の改正決定について
R5.8.30	本審議会 第5回	・高知県最低賃金審議会の意見に関する異議申出について ・高知県最低賃金専門部会の廃止について
R5.10.2	電子特別小委員会 第1回	・座長の選出について ・高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金「改正決定」審議に関する意見聴取 ・改正決定の必要性について
R5.10.13	本審議会 第6回	・高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金改正決定の必要性に関する特別小委員会報告等について
R6.3.15	本審議会 第7回	・特定最低賃金の金額改正の申出に係る意向確認について
R6.3.15	本審議会 (運営小委員会) 第2回	・高知県最低賃金改正決定の審議運営及び中央最低賃金審議会の目安の取扱いについて ・特定最低賃金の審議運営について ・事業場視察について ・高知県最低賃金改正調査審議における意見陳述について

令和5年度地域別最低賃金決定に係る審議会の運営状況等



審議会	運営小委員会	公益委員会議	地域専門部会
5/25 本審 ・今後の審議会運営について 7/3 本審 ・「高知県最低賃金」改正決定について(諮問) 8/1 全員協議会 ・高知県最低賃金改正審議に関する意見聴取 8/1 本審 ・令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について 8/14 本審 ・高知県最低賃金の改正決定について 8/30 本審 ・高知県最低賃金審議会の意見に関する異議申出について ・高知県最低賃金専門部会の廃止について 10/13 本審 ・高知県電子部品等製造業最低賃金の改正決定の必要性に関する特別小委員会報告等について	5/25 小委員会 ・高知県最賃改定の審議運営及び中賃審議会の目安の取り扱いについて ・特定最低賃金(電子・貨物)の審議運営について ・事業場視察について ・高知県最賃改正調査審議における意見陳述について 3/15 小委員会 ・高知県最賃改定の審議運営及び中賃審議会の目安の取り扱いについて ・特定最低賃金(電子・貨物)の審議運営について ・事業場視察について ・高知県最賃改正調査審議における意見陳述について		8/1 専門部会 ・部会長及び部会長代理の選出について 8/2 専門部会 ・改定審議 8/4 専門部会 ・改定審議 8/8 専門部会 ・改定審議 8/9 専門部会 ・改定審議 8/10 専門部会 ・改定審議 8/14 専門部会 ・改定審議 ・専門部会開催回数の推移 平成20年度: 6回 平成21年度: 6回 平成22年度: 5回 平成23年度: 5回 平成24年度: 5回 平成25年度: 5回 平成26年度: 4回 平成27年度: 4回 平成28年度: 4回 平成29年度: 4回 平成30年度: 4回 令和元年度: 4回 令和2年度: 5回 令和3年度: 6回 令和4年度: 6回 令和5年度: 7回

令和5年度特定(産業別)最低賃金決定に係る審議会の運営状況等



6/30 電子(電機連合高知地域協議会より)

7/14 貨物(全日本運輸産業労働組合連合会高知県協議会より)

審議会	特別小委員会
3/16 本審 ・適用事業所数及び適用労働者数(電子・貨物)について	
8/1 本審 ・高知県電子部品等製造業最低賃金の金額改正に係る必要性について	10/2 特別小委員会 (電子部品製造業) ・座長の選出について ・高知県電子部品等製造業最低賃金の改正決定審議に関する意見聴取 ・改正決定の必要性について
10/13 本審 ・高知県電子部品等製造業最低賃金の改正決定の必要性に関する特別小委員会報告等について	

第 54 期第 2 回 運営小委員会合意事項

令和 6 年 3 月 15 日開催

【合意事項】

1 高知地方最低賃金改正決定の審議運営及び中賃の目安の取扱いについて

令和 6 年度は、労使の基本的主張及び公益委員見解を行う専門部会を公開することとし、非公開とした専門部会については、議事録の公開をすることとされた。

また、今後の公開については、来年度の審議会においても継続審議することとされた。

中賃目安は、従前どおり最も重要な審議資料の一つとして取り扱うこととされた。

地域別最低賃金に係る専門部会における最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用については、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することとされた。

効力発生日が 10 月 1 日となる 8 月 5 日(月)に結審することを目指しつつ、可能な限り労使が合意できるよう、十分な審議を優先することとされた。

2 特定最低賃金の審議運営について

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、特別小委員会を設置して審議することとされた。

特定最低賃金の特別小委員会は、本審委員の各側 3 名で組織することとされた。

特定最低賃金の申出要件を満たせば、特別小委員会に労使の業界関係者をオブザーバーとして招聘することとし、オブザーバーの招聘手続等は特別小委員会に委ねることとされた。

特定最低賃金については、要件を満たして「必要性あり」となった場合には、現行の発効日に留意しながら金額審議を行うこととされた。

特定最低賃金に係る専門部会における最低賃金審議会令第 6 条 5 項の適用については、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することとされた。

3 事業場実地視察について

来年度の事業場実地視察は、2 事業場の範囲内で事務局において選定し、審議会や事業場の意向確認を行った上で決定することとされた。

4 高知県最低賃金改正調査審議における意見陳述について

地域別最低賃金改正審議に関して意見陳述の要請があれば、本審委員による全員協議会の場で、時間を 30 分間以内、陳述人 2 名以内の制限を設けた上で、内容も地域別最低賃金改正審議の参考となるものに限定して聴くこととした。また、異議申出後の意見陳述の要請については、異議審議の際に時間を 10 分間以内、陳述人 1 名の制限を設けた上で、内容も地域別最低賃金改正にかかる異議に限定して聴くこととした。

2024年4月10日

高知労働局長
菊池 宏二 殿

高知県労働組合連合会
執行委員長 筒井 敬正

最低賃金の大幅引き上げと全国一律化、中小企業支援を求める要請書

日頃より、労働者の権利を守る取り組み、ならびに事業所の健全な運営支援へのご尽力に敬意を表します

さて、この間の物価高騰は、中小零細企業の生業やそこで働く労働者の暮らしを脅かし続けています。労働者の賃金の大幅引き上げとともに、それを可能にする価格転嫁や適正取り引き、中小零細企業支援の拡充を今すぐに実行することが必要不可欠な状況となっています。

家計調査で2020年と2022年を比較すると、東京都は物価高騰によって消費支出が増加した分、実収入も増加しています。しかし、所得の低い高知県では、物価高騰によって増加した消費支出を実収入でカバーしきれず、黒字(貯金など)部分から補っていることが明らかになっています。この傾向は、県内でもさらに所得が低い最低賃金近傍で働く労働者には強く表れていると予想されます。この状況が続けば、全国の人手不足も背景に、生計費を満たすために最低賃金の高い県外へ仕事を求め、人口の流出が加速することも懸念されます。

全労連・県労連の実施した最低生計費試算調査の結果からは、全国どこに住んでいたとしても、時間額1,500～1,600円は必要であることが明らかになっており、それを実現するためには、国による法改正と支援策の抜本的拡充の実施が必要です。

この様な観点から、以下の取り組みを要請いたします。

記

1. 時間額1,500円を実現し、格差と貧困をなくすため、次のとおり最低賃金法の改正を求めてください。
 - (1) 現行法での「地域別最低賃金」を、「全国最低賃金」として全国一律額による最低賃金の制度に改めること。公布から5年程度の経過後に施行することを定めること。公務員にも適用するように法改正すること。
 - (2) 全国一律最低賃金制度の創設を前提に、最低賃金額の決定を2要素とし、①科学的な最低生計費調査に基づいた、全国の労働者の生計費と②労働者の賃金を考慮して決める、に法改正すること。現行法の3要素「その地域の労働者の①生計費と②賃金、③事業の支払い能力」のうち「事業の支払い能力」は削除すること。
 - (3) 全国最低賃金は、中央最低賃金審議会での調査審議をふまえて決定することに改めること。地方最低賃金審議会は、地域ごとの特定最低賃金(産業・業種別)の調査審議を役割とすることに改めること。

- (4) 全国最低賃金の制度の中小企業における円滑な実施を図るため、中小企業に関する取引の適正化、財政上・税制上及び金融上の支援措置、その他の必要な措置を講じなければならないことを、国に義務づけることを定めること。

2. 高知県内の最低賃金引き上げに向け、次の取り組みを進めてください。

- (1) 高知県内では、最低賃金の引き上げを求める意見書が昨年6月議会だけで10の市町村からあげられています(趣旨採択含む)。自治体の意見書は、地域住民の声をリアルに反映したものです。最低賃金に係る自治体の意見書等を重く受け止め、高知地方最低賃金審議会では他県の動向に影響を受けず、地域に寄り添った最低賃金引き上げの議論をさらに進めてください。
- (2) 県とも連携し、経済産業省や公正取引委員会がまとめた価格転嫁・転嫁率について高知県内の状況を把握し、最低賃金引き上げの環境をつくっていく観点から価格転嫁が進まない業種に対する働きかけや支援策の強化を本省に上申してください。
- (3) 業務改善助成金について、5年間の申請・決定件数を示してください。さらに、県内事業所数と併せて申請率とともに、四国4県の比較を示してください。また、本助成金を活用するうえで、事業者からの要望や改善意見など把握しているものについて示してください。その上で、現行の業務改善助成金の課題を明らかにし、その対策を本省に上申してください。

3. 審議に透明性を持たすため、審議会の全面公開進め、傍聴人数の上限を撤廃してください。

- (1) 専門部会の核となる部分を含め、審議会の完全公開を進めてください。公的な審議会では、原則公開でありながら「率直な意見交換が妨げられる」とする非公開理由は、審議の透明性を確保する点からも問題があると考えます。率直な意見交換ができるような議論の進め方など、事務局側としての対策をお聞かせください。
- (2) 現行の傍聴人数の上限である6人を撤廃してください。また、オンライン視聴やアーカイブ視聴も可能にするように環境を整えてください。

以上

2023年5月24日

高知労働局長 菊池 宏二 殿
高知地方最低賃金審議会長 近藤 啓明 殿

全労連四国地区協議会
議長 山本 正美

要 請 書

貴職におかれましては、労働者の生活の安定、地域経済の健全な発展のため尽力されていることに敬意を表します。

日本の最低賃金は、2023年の改定によって加重平均1004円となりました。しかし、世界ではコロナの感染拡大が始まった2020年以降、最低賃金をはじめとする賃金の引き上げによる内需拡大をすすめ、米ワシントン2346円、オーストラリア2223円、ドイツ1976円等、欧米ではすでに最低賃金は2000円前後になっています。日本の2023年最低賃金改定は過去最高の引き上げとなりましたが、香川県で918円、愛媛・高知県で897円、徳島県で896円という低さにとどまっているのが実態です。

岸田首相は、「2030年代半ばまでに平均1500円」を政府目標に示しましたが、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。物価高騰を上回り、生活改善が実感できるよう、大幅に引き上げることは喫緊の課題となっています。

また、現在の地域別最低賃金制では、最高額の東京(1113円)と徳島(896円)との差は217円あり、地方から都市部へ人口流出し、地域経済が疲弊していく要因の1つとなっています。全労連が全国27の都道府県で取り組んだ「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で1500円以上(月150時間)、直近の調査では、1700円必要との結果が出ています。

私たちは、最低賃金の地域間格差を解消するために、全国一律最低賃金制を求めています。現行法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。この問題の解決は、最低賃金の全国一律制度の実現です。

最低賃金法を改正し、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会にかえることが、人口減少社会に歯止めをかける確かな道となります。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置のほか、原材料費・人件費増加分の価格転嫁を促進できるよう、公正取引ルールを充実させること、そのための法整備、体制を拡充・強化することが求められています。

このようななかで、最低賃金や審議の在り方等について下記のとおり要請します。

記

- 1) 最低賃金を全国一律制度とし、法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができるよう時給 1500 円以上とすること。
また、急激な物価高騰など必要な時は速やかに再改定できるようにすること。
- 2) 最低賃金引上げにかかわる中小企業・小規模事業者への支援策については、生産性向上のための投資に対する支援とは切り離し、賃金引き上げに対し社会保険料の減免など直接的支援を行うこと。また、昨年 of 審議会答申で要望のあった中小企業・小規模事業者対策についてどのような対応が行われたのか、昨年度の業務改善助成金の利用状況も含め、お聞かせください。
- 3) 最賃審議委員の公正な任命を行うこと。
- 4) 審議会及び専門部会を公開すること。また、審議会・専門部会の議事録を遅滞なく公開すること。
- 5) 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にすること。

以上

(別紙1)

高知労働局

局長 菊池 宏二 殿

最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。いま私たちの周りでは貧困と格差が拡大し、自死やDV、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は、2000 万人を超えたといわれる非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引上げが最も有効であると考えています。

さて、低賃金で働く 2000 万人非正規労働者の多くが「結婚できない」、「子供が作れない」、「子供にご飯が食べさせられない」という悲惨な生活実態、労働実態に置かれています。その上に昨年来の物価の急騰は実質賃金の低下を招き、彼らにさらに大きな生活苦と困難を強いています。そこで私たちは「最賃の再引き上げ」を貴職に求めてきました。しかし貴職はこれを無視し続けています。非正規労働者の生活の維持改善はもっぱら最低賃金の引き上げを待つほかなく、これを無視することは極めて非人道的といわざるを得ません。改めて最低賃金の「再引き上げ」を求めるとともに、最低賃金制度の改善と時給 1500 円の実現を求めて以下のように要請いたします。

記

1. 最低賃金を時給 1500 円に引き上げること。
2. 最低賃金の地域ランク制を廃止し、生涯 2000 万円にも達する最賃格差や東京一極集中現象、地方からの労働力人口流出、過疎促進現象に歯止めをかけること。
3. 最低賃金の地域ランク制を 4 ランクから 3 ランクに改定したが、地域間格差の解決にならない。直ちに全国一律最賃制を実施すること。
4. 最低賃金の引き上げに伴う中小企業に対する支援は、税負担、社会保険料の減免など公的支援を手厚く行うこと。
5. 中央、地方の最低賃金審議会の公開原則を審議会だけでなく専門部会にまで拡充すること。
6. 最賃審議委員は全ナショナルセンターから最低 1 人は選出できる仕組みにすること。

2024 年 6 月 20 日

JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・谷 英樹 (最低賃金の大幅引き上げ CP 委員会四国代表委員)

(別紙2)

高知 労働局

局長 菊池 宏二 殿

「JAL 不当解雇撤回」に関する要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。JAL 不当解雇撤回問題は、別紙(3)「JAL 日本航空の解雇争議の早期全面解決するための要請書」のとおり JAL の長年に渡る、もの言う労働組合への敵視政策に大きな問題があると考えています。

例をあげると「JAL 再建管財人による争議権妨害の不当労働行為」「指名解雇に等しい経験者に対する執拗な希望退職強要」、「四度の ILO 勧告と優先雇用を謳った 166 号勧告の無視」「JAL 被解雇者労働組合 (JHU) に対する差別的な対応」などがあります。

JAL は再建後、パイロット約 600 人、客室乗務員は 6700 人以上を採用していますが、争議団からは 1 名も復職させていません。

2018 年 5 月、当時の赤坂社長は「解決に踏み出す」と経営方針を発表しましたが 6 年たった現在も JAL は誠意ある対応をしていません。現在、東京都労働委員会で斡旋協議が行われており、JHU から具体的な解決案を提示しているにもかかわらず、何ら対応を変えていません。

JAL 日本航空の態度は解雇権の濫用であり、労働組合を敵視し、その破壊を企図したものです。しかし、そういう経営方針は航空の安全に逆行するものであることは JAL の事故の歴史が証明しています。私たちは現在の JAL の安全に危惧を抱かざるを得ません。愚かな歴史を繰り返すことがあってはなりません。

労働行政を統括する貴職として、別紙(3)「要請書」をご理解の上、下記事項について上申されるとともに貴職の見解を示されるよう要請いたします。

記

- 1、 JAL に対し、東京都労働委員会の場で行われている斡旋協議に対し、誠意を尽くし解決するよう厳しく指導すること。
- 2、 JAL 再建計画に深くかかわった監督官庁である国土交通省に JHU との話し合いに応じるなど争議の早期終結に積極的な役割を果たすよう要請すること。

2024 年 6 月 20 日

JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・中川孝文 (JAL 闘争支援四国共闘会議議長)

日本航空解雇争議の現状と早期解決のための私たちの願い

2010年に政府主導の下で日本航空の「破綻と再建」が進められ、同年12月31日に165名が年齢と病欠勤歴を理由に解雇されました。本解雇争議は14年目を迎えました但未だに解決していません。年齢(機長55才以上、副機長48才以上、CA53才以上)を基準としたベテラン乗務員の解雇は「空の安全」に逆行するものであり、病欠勤歴を理由とした解雇は人権・人道上に大きな問題もありました。

解雇当時、人員削減目標を達成し1586億円の営業利益を上げている中での解雇であり、翌2月には、稲盛和夫JAL会長(当時)が記者会見で「経営上は必要なかった解雇」と明言した解雇でした。また、日本航空が2011年7月に国交省に提出した「安全報告書」によれば更生計画上の人員削減目標を735名も超過達成していました。

さらに、再建後の2012年7月以降、客室乗務員の新規採用を再開し、これまで6700名が採用されています。パイロットについても600名が採用されているにもかかわらず、争議団からは1人も乗務職に戻していません。これは整理解雇者の優先雇用を定めたILO166号条約にもとづくILO勧告を無視したものであり企業の社会的責任が問われています。またこの勧告を採択した国としても、整理解雇者を優先的に再雇用するように日本航空を行政指導すべきであり、政府の責任ある対応も問われています。

日本航空は昨年、解雇争議の解決策として「業務委託契約」を提案しました。JAL不当解雇撤回争議団35名(うちJHU組合員32名)は、業務委託(月額12万5000円、2年契約)は「雇用に寄らない働き方」であり雇用を一方的に奪われた非解雇者にとって働く権利の回復にはならないことから、納得できる解決内容を求めて争議を継続しています。

また、日本航空は「業務委託契約」を提案する際に、JHUに対しては、社内二労組から合意の方針が出された後に提案するなど差別扱いを行いました。これは組合間差別を禁じた労組法7条3号(支配介入)に該当する不当労働行為に当たることから東京都労働委員会に救済を求めています。この日本航空の争議解決の手法は、2010年11月に解雇の過程で労働組合のストライキ投票に支配介入した「不当労働行為」が、2016年9月に最高裁で憲法28条違反「団結権の侵害」と断罪されたことへの反省が全くないことを示しています。

JHUは、東京都労働委員会において日本航空に対しては「団交拒否」と「誠実交渉義務違反」、並びに上述の「組合間差別」について不当労働行為救済の申し立てを行い、調査が進められています。また、指導・監督の立場にある国土交通省がJAL破綻と再建にあたって深く関与してきたことから国土交通省についても“使用者性”があるとして「団体交渉拒否」の問題で同様の申し立てを行い、調査が進められています。

165名の解雇争議は「空の安全」や「労働者の権利」を守るだけでなく「人権問題」でもあります。長引く争議が職場に与える影響は計り知れません。

貴労働局におきましては、JAL争議の現状に鑑み早期解決に向けて倍旧のご尽力を賜りますようお願いいたします。

2024年 6月20日

JAL不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

昨年から続いている物価の高騰は、市民生活を圧迫し、中小零細企業へ打撃を与え、地域経済を疲弊させています。特に最低賃金近くで働くパートや派遣などの非正規雇用やフリーランスの弱い立場の労働者の生活破綻は深刻です。この困難を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠です。最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律最低賃金への法改正を行うことがこれまで以上に重要になっています。

2023年の地域別最低賃金改定は、最高の東京都で時給1,113円、高知県では897円、最も低い県では893円に過ぎません。毎日8時間働いても月12万円から16万円(税込み)であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することもできません。地域別のため、高知県と東京都では同じ仕事でも時給で216円もの格差があります。

日本の最低賃金は、地域別であることが上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業者の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金が低い地域では、現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなってしまう。そして、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済を歪め、冷え込ませる決定的な原因になっています。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国では全国一律制をとっています。そして政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を実施し、最低賃金の引き上げを支えています。日本でも中小企業への具体的で使いやすい支援策を拡充し強化する必要があります。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済を確立して誰もが安心して暮らせる社会を実現するために、最低賃金の全国一律制度をはじめとする下記の項目の早期実現を求めます。

記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充し強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

土佐清水市議会議長 作田 喜秋

内閣総理大臣	岸田 文雄 殿
厚生労働大臣	武見 敬三 殿
中央最低賃金審議会会長	藤村 博之 殿
高知地方最低賃金審議会会長	近藤 啓明 殿

最低賃金の引き上げと雇用増進を可能とする 中小零細企業支援の拡充を求める意見書

昨今の物価高騰は国民の生活を圧迫するばかりでなく、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。

2023年の地域別最低賃金改定では、最高は東京の1113円、最低は岩手県の893円となっており、高知県は897円となっている。

また、高知県と東京都では同じ仕事でも時給で216円もの格差があり、この地域間格差は16年で約2倍になっている。

低賃金で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者は、毎日8時間働いても月12万円～16万円にしかならないため、生活破綻は深刻で、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」の実現には至っていない。

その影響は日常生活や経済の格差に繋がり、雇用の場を求めて東京一極集中や最低賃金額の低い地域では若者の流出に歯止めが掛からず、生産年齢人口の減少による労働力不足や人口減少による消費の縮小などにより地域経済の疲弊が著しく、地域の存続そのものが危うくなってきている。

誰もが安心して暮らせる社会をつくるため、賃金の向上を図ると共に、働く場の確保がなされ安心安全な循環型地域経済を確立することが重要である。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求める。

記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金を引き上げること。
2. 政府は、地域間格差是正のため、要因となっている最低賃金法を見直すこと。
3. 政府は、雇用の増進が図られるよう、最低賃金引き上げを行う中小零細企業に対する支援策を拡充すること。
4. 政府は、その支援策を恒久的に実施できる法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県高岡郡越知町議会

高知地方最低賃金審議会会長 近藤 啓明 様

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

昨年から続いている物価の高騰は、大月町民の生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。

2023年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,113円、高知県は897円、最も低い県では893円に過ぎない。毎日8時間働いても月12万~16万円(税込み)であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっている。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなる。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められている。

このように地域別最低賃金制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥がある。人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることもできず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっている。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっている。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできない。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1500円以上をめざすこと。
2. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年6月11日
高知県大月町議会

高知地方最低賃金審議会会長 近藤 啓明 殿

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業実施状況

1 専門家派遣・相談等支援事業 (高知県働き方改革推進支援センター)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	104	310	406	421	439(113)	386(129)

働き方改革に関連した相談件数の総数(電話、メール、来所による)。()内はそのうちの助成金関連の件数。

2 業務改善助成金の申請受付及び交付件数

年 度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	申請	交付	申請	交付	申請	交付	申請	交付	申請	交付決定	申請	交付決定
件数	5	5	2	1	12	10	18	14	43	37	239	196
交付金額	3,591,000		478,000		13,984,000		8,605,000		31,168,000 (交付決定金額)		214,917,000 (交付決定金額)	